

# 学校における予防すべき感染症 診断書(治癒証明書)

岐阜聖徳学園大学

学校名 岐阜聖徳学園大学短期大学部

学籍番号 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

1. 上記の学生について、診断をした結果を報告します。該当の病名に○印をつけて下さい。  
 2. 学校への出席の停止を、令和 年 月 日より令和 年 月 日とします。

		対 象 疾 病	出 席 停 止 期 間 の 基 準
第1種	1	疾患名( )	治癒するまで
	2	インフルエンザ( 型 ) ※特定鳥インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後、 2日を経過するまで
第2種	3	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	4	麻疹	解熱した後、3日を経過するまで
	5	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	6	風疹	発疹が消失するまで
	7	水痘	発疹が痂皮化するまで
	8	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
	9	結核	感染のおそれなくなるまで
	10	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師において 感染の恐れがないと認めるまで
第3種	11	コレラ	病状により学校医、その他の医師において 感染の恐れがないと認めるまで
	12	細菌性赤痢	
	13	腸管出血性大腸菌感染症	
	14	腸チフス	
	15	パラチフス	
	16	流行性角結膜炎	
	17	急性出血性結膜炎	
	下記は条件によって出席停止の措置が必要と考えられるもの		
18	その他の伝染病【溶連菌感染症、 ウイルス肝炎・手足口病・ 伝染性紅斑・ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症・感染性胃腸炎 (流行性下痢嘔吐)・ ( )】	病状により学校医、その他の医師において 感染の恐れがないと認めるまで	

※アタマジラミ・水いぼ(伝染性軟疣(属)種)・伝染性濃痂疹(とびひ)を除く

令和 年 月 日 医療機関名

住 所

医 師 名 \_\_\_\_\_ (印)

※ 学生は、この用紙を保健室→教務課の順に提出してください。

